

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層別基準			調査区の層符号	
平成17年国勢調査調査区	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		010	
	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	021	
		30%以上	022	
	間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	031	
		30%以上	032	
	3階建て以上の世帯数が90%以上の調査区 住宅の世帯数が以上の共同	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	121
			30%以上	122
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140
		その他の調査区		150
		換算世帯数が16以上の調査区 その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	
	公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が		30%未満	311
			30%以上	312
	民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が		30%未満	411
			30%以上	412
	民営借家に居住の世帯数が65%以上の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が		30%未満	511
			30%以上	512
	持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が		30%未満	611
			30%以上	612
持ち家に居住の世帯数が80%以上の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満		711	
	30%以上	712		
その他の調査区で、 65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	801		
	30%以上	802		

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号が若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$